

<規約改正の中間報告>

5月26日（月）

文責：FTSN 中国 佐藤教行

拝啓

全国のFTSNメンバーの皆様、フェアトレード関係者様。若葉の緑も日増しに色まさり、青葉に風薫るころとなりました今日この頃、いかがお過ごしでしょうか。先日5月4日に奈良で行われました規約改正ミーティングは無事に終了し、つきましては現状報告をさせていただきます。

敬具

記

- 1、規約改正箇所の報告
- 2、今後の規約改正の方向性

以上

1、規約改正箇所

※以下の赤で書かれた箇所が今回変更された箇所です

※改正前の規約に関しましては <http://www.ftsnjapan.org/kiyaku.pdf> をご参照下さい。

第1章 総則

第2条(目的)

本ネットワークは、途上国の貧困問題や環境問題を乗り越えるひとつの手段として、また人々がこれらの問題の根本にある社会・経済構造そのものに目を向けるひとつのきっかけとして、フェアトレードを支持し、日本におけるフェアトレードのさらなる普及を目指す。

そのために

- (1)フェアトレードに関わる活動を行う個人・団体の協働に繋がる場を形成し、ネットワークを構築する（「対話」を除去）
- (2)フェアトレードに関わる活動を行う個人・団体を相互に助け合い、能力向上の機会創出に取り組む。
- (3)フェアトレードに関わる活動を行う個人・団体の意見およびその情報を蓄積・共有し、社会に発信する。

以上を踏まえ、日本におけるフェアトレードの窓口的存在になることを目的とする。

ただし、特定団体を優先せず、直接的・金銭的利益につながる活動は行わない。

第7章 意思決定

第14条(意思決定の方法)

1.FTSNジャパン全体にかかわる意思決定が必要な際は、まず代表会議を開催し、その後各支部で討議し、その内容を持ち寄り意思決定会議で議決する。

意思決定会議による議決は、各支部のコアメンバー及び、参加希望意思のあるFTSNメンバーが投票数を持ち、投票数の2/3以上の賛成をもって可決し、2/3未満のときは否決とする。

ただし、意思決定会議に参加できないコアメンバーに関しては、『委任』もしくは『事後投票』のいずれかにより投票を行う。

第9章 規約の改正および細則の制定

第19条(規約改正)

14条の意思決定の方法に従う

2、今後の方向性

今回の改正ミーティングでは全ての議題について議論、決議ができませんでした。しかし残された議題については14条、19条の沿って行われることが決まりました。詳しくは14条、19条をご覧ください。

※改正の決議を行う場が明確になりました。

※改正の決議はFTSNメンバーであれば誰でも参加することが可能です。

今回の改正により、以前まで曖昧であった改正方法が明確となり、また、FTSNメンバーであれば誰でも規約改正の意思決定会議に参加できるようになりました。詳しくは14条、19条をご覧ください。

次回の規約改正の意思決定会議は5月29日（水）21時からスカイプで行います。参加されたい方は各支部の代表、またはinfo@ftsnjapan.orgまでご連絡下さい。